

Q

私は財産として、自宅・預貯金と遊休地が1つに他アパートが3つほどあります。まだまだ元気はあるのですが、子どもや孫の為に財産を引き継ぐ準備を始めようと思っています。

生前贈与？遺言？…それ以外にも方法はあるのでしょうか？



A

生前の相続対策として、まずあがるのが、元気なうちに名義を変えておこうとする「生前贈与」です。非常に分かりやすいのですが、贈与税・不動産取得税という税金がネックとなり、最終的に決断できないという方がおられます。じゃあ、次は相続で引き継ぎをしようと考えます。しかし、何も対策することなく、亡くなったあとに相続手続をしようとする「相続人全員の同意(実印)」が必要となり、トラブルに発展する恐れがあります。そんな時に講じておく対策が「遺言」です。適切な遺言をしておけば、原則、「相続人全員の同意(実印)」なく相続手続を行うことができます。

それでは適切な遺言を作成し、さあ、これで対策は万全……なのかというと、そうではありません。遺言をした状態で10年後にアパートの建て替えや遊休地へのビル建築などの計画があがったとします。その時、もし名義人が認知症になっていたらどうなるのでしょうか？この場合、成年後見制度を利用して進めていくこともできるかもしれませんが、成年後見制度はあくまで本人の財産を保護する制度であるので、運用などにはかなり消極的なのです。そうすると、遺言により「相続対策」はとれているのかもしれませんが、「認知症対策」は全くとれていないのです。

こんなときにとれる対策が、「民事信託」という制度を使った対策です。この制度は、仮に委託者(父)・受託者(息子)そして、受益者(父)とし、家族の希望を信託という形で設計し、適切に家族間で信託契約をすることにより、父が認知症になったあとも成年後見制度を利用することなく、適法に財産管理ができる制度です。

さが相続・遺言の窓口

司法書士

地元佐賀で相続・遺言のことなら、
司法書士みね法務事務所へ

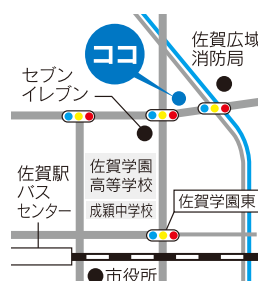
当事務所は地元佐賀密着の相続専門の司法書士事務所です。相続実績は累計100件以上を超えており、日々多くの方からご相談をいただいております。お気軽にご相談下さいませ。

司法書士みね法務事務所
MINE SHIHO-SHOSHI OFFICE

〒840-0801 佐賀市駅前中央3丁目15番7号
AM9:00~PM6:30
夜間・土日祝日対応可(要予約)

☎0952-97-5244
<http://saga-souzoku.com/>

初回相談無料 佐賀 相続 検索



司法書士
峰 明大